

(電子メール施行)

消 第 9 2 6 号
令和 7 年 3 月 7 日

各 市 町 村 長
(消防防災担当課扱い)
県内消防本部消防長 } 殿

宮城県復興・危機管理部長
(公 印 省 略)

林野火災の予防の徹底について (通知)

このことについて、別紙のとおり消防庁特殊災害室長から通知がありましたので御承知願います。

担 当 : 消防課予防班 門脇・千葉
電 話 : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 3 7 4
F A X : 0 2 2 - 2 1 1 - 2 3 7 8
e-mail : syobouy@pref.miyagi.lg.jp

消防特第49号
令和7年3月4日

都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁特殊災害室長
(公印省略)

林野火災の予防の徹底について

令和7年2月26日に岩手県大船渡市において大規模な林野火災が発生し、現在も緊急消防援助隊を含む多くの消防隊等により消火活動が行われています。全国各地においても林野火災が多く発生しているところであり、特に例年に比べ降水量が少なく、林内の乾燥が進んでいる地域では、強風と相まって林野火災が延焼拡大する危険性が高まっていると考えられます。

林野火災の予防については、「林野火災に対する警戒の強化について」(令和7年1月8日付け消防特第1号)等により運用いただくとともに、令和7年春季全国火災予防運動及び令和7年全国山火事予防運動において広報啓発等の取組を行っていただいているところです。

今後も春季における乾燥、強風はしばらく続くと考えられるところであり、下記に留意のうえ、林野火災の予防をより一層徹底するとともに、万全を期するようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、管内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。)に対して、この旨周知くださるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法第37条(昭和22年法律第226号)の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 林野に立ち入る者等への適切な火気管理の周知徹底

林野火災の出火原因は主に火の不始末、不注意等の人為的な要因であることから、ハイカー等の入山者、森林所有者、林内及び森林周辺の農地及び作業現場の作業員、地域住民等を対象に、適切な火気管理について改めて周知徹底すること。

- (1) 強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
- (2) やむを得ず火気を使用する場合には、周囲に延焼のおそれのある可燃物がない場所で行うとともに、消火器や水バケツ等の消火準備を必ず行うこと。
- (3) 火気を使用した後は、完全に消火すること。また、炭火、炭化した木や葉等は、火炎が見えなくなっても高温部が残っている場合があることから、水に十分浸漬させる、火

消しつぼに入れる等するとともに、再燃しないか確実に確認すること。

(4) 指定された場所以外での喫煙やたばこのポイ捨ては厳に行わないこと。

(5) 火遊びはしないこと。また、させないこと。

2 強風時及び乾燥時における火災警戒

(1) 強風・乾燥が続くなど火災危険性が高い状態となった場合には、消防法第22条第3項の規定に基づき、市町村が責任をもって火災に関する警報を的確に発すること。

(2) 強風時及び乾燥時には、関係機関が協力して、住宅地等に近接する森林や、火入れが行われた場所等の巡回を行うなど、火災の未然防止、早期発見に努めること。

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 広富、緑川、横前

電話：03-5253-7528（直通）

E-mail: tokusaishitsu@soumu.go.jp